

2018年10月26日
みずほ信託銀行株式会社

株式会社愛媛銀行で暦年贈与型金銭信託 「ひめぎん暦年贈与型信託」の取扱開始

みずほ信託銀行株式会社（社長：飯盛 徹夫）は、2018年11月1日より、株式会社愛媛銀行（頭取：西川 義教）を代理店として、愛媛銀行の独自の商品名をつけた暦年贈与型金銭信託「ひめぎん暦年贈与型信託」の取り扱いを開始します。

「ひめぎん暦年贈与型信託」は、愛媛銀行がみずほ信託銀行の信託代理店として販売し、お客さまとみずほ信託銀行が信託契約を締結します。みずほ信託銀行がお客さま（委託者兼受益者）の金銭を信託財産としてお預かりし、毎年1回、お客さま及びお客さまが指定する贈与金の受取人（指定受贈者）それぞれの意思を確認のうえ、お客さまに指定頂いた金額を信託財産から払い出し、贈与金の受取人宛に振込を行う商品です。

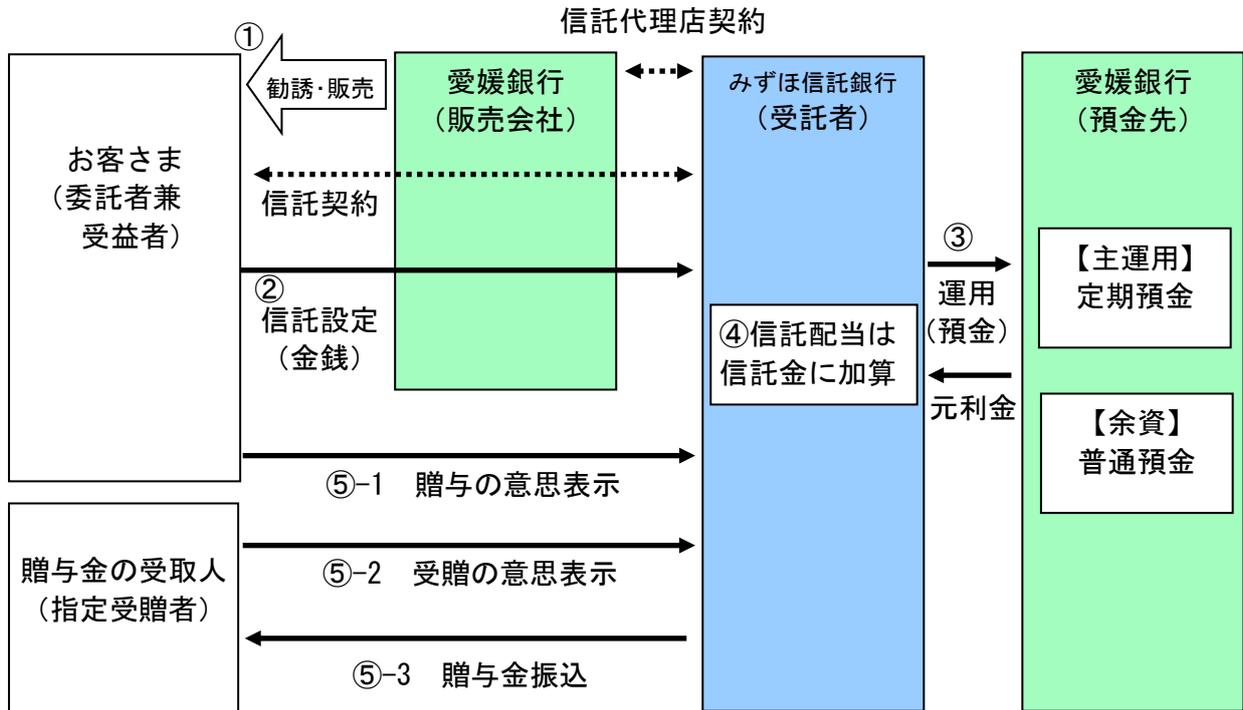
本件取扱開始により、お客さまの生前贈与手続きをサポートする暦年贈与型金銭信託が、愛媛銀行の全店（ローンセンター各店、であい出張所および四国八十八カ所支店は除きます）でお申し込みいただけるようになります。

高齢化を背景に資産承継や相続に対する関心が高まるなか、みずほ信託銀行は地域金融機関と連携し、専門性の高い信託商品をより身近にご提供することで、お客さまのさまざまなニーズにお応えしていきます。

【商品概要】

- 取扱開始日：2018年11月1日（予定）
- 信託金額：500万円以上（1万円単位）
- 信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客さまがご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで
- 運用方法：主に愛媛銀行の定期預金において運用
- 元本補填：ありません
- 贈与手続：お客さまは、年に1回、贈与手続が可能
みずほ信託銀行は、受託者所定の手続により、お客さまからご指定頂いた金額を贈与金の受取人（指定受贈者）の口座に振込

【スキーム図】



- ① 愛媛銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、愛媛銀行のお客さまに「ひめぎん暦年贈与型信託」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に愛媛銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまは、年に1回、受託者所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客さまが指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。

以上